

令和5年第11回守山市農業委員会総会議事録

第11回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和5年11月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第53号～議第58号

議第53号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

議第54号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第55号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積

等促進計画案に対し、意見を求めることについて

議第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 43 号～報告第 48 号

報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について

報告第 48 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
13 西 直幸	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	17 今井 誠二	18 西出 登志和
19 寺田 安喜雄	20 西村 明弘	21 宇野 正
22 中島 耕治	23 西村 正秋	24 西村 潔
25 山本 麻紀代	26 秋山 新治	

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠 敏宏
局員	参事	岡田 秀樹
局員	専門員	吉川 与司一
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	福嶋 信宏

農政課	係長	藤井	征司
農政課	事務員	杉本	咲絵
企業立地推進課	課長	水原	正純
企業立地推進課	課長補佐	杉本	秀和
企業立地推進課	主任	川島	卓哉

○局 長

本総会は委員総数 26 名中 26 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 11 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 20 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 11 回守山市農業委員会総会をこ

れより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、報告案件 6 件の合計 12 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

9 番 岡本 良一 委員

10 番 高橋 謙二 委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 53 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 53 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 53 号につきましての提案理由は、農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

(別紙の資料を参照)

【議案書にもとづいて、農業振興地域整備計画の変更の内容の説明をする。】

以上で、議第 53 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑や意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

〇〇の集落に接する道路の〇〇〇〇〇に沿った〇〇〇
の間の農地は対象外になるのですか。

○企業立地推進課

はい、〇〇〇に沿って南側に区域を設定させていただきました。〇〇までとなると〇〇〇を跨ぐことになりますので、この計画とさせていただきました。

○●番 ●● ●●委員

はい、了解わかりました。

○議 長

他に、意見はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の変更を決定をすることすることに決しました。

○議 長

企業立地推進課の職員の方、ご苦労様でした。

○企業立地推進課

ありがとうございました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第54号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第54号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第54号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 54 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 55 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第55号 農地中間管理事業に係る農
用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられ
ます。つきしては、「農業委員会に関する法律 第31条(議
事参与の制限)「農業委員会の委員は、自己又は同居の親
族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事
に参与することができない。」とありますことから、その
議案の関係者である委員には審議に関して退席していただ
くこととなります。

したがいまして、本件の関係者である「議席番号●番
●● ●●委員」と「議席番号●番 ●● ●●委員」に
退室を求めます。

(●● ●●委員、●● ●●委員 退室)

○議 長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第55号につきまして提案

理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （第9条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第55号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり農用地利用集積等促進計画の決定することに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○議 長

それでは、「●● ●●委員」と「●● ●●委員」に入室を認めます。

(●● ●●委員、●● ●●委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第56号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第56号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第56号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書4ページ、位置図2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについて

の許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 956 平方メートル、同じく同町 〇〇 〇〇〇番 885 平方メートルの田で、2 筆合計 1,841 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、705.5 アール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇番〇 970 平方メートルの登記地目は田、現況は畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲

受人の現在の経営面積は、83.3アール、通作距離は0.3キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

3番の案件です。(位置図P4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇
1,115平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおり、代替地
取得とのことで、売却地は議案書16ページのナンバー3の
最上段の譲渡人 〇〇 〇〇さんの箇所です。譲受人の現
在の経営面積は、39.0アール、通作距離は0.4キロメート
ルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。

また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人
による農地取得は不可）については、個人であるため適用

ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第56号の提案理由とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

貸し付けの契約が切れ返却された田で、高齢で自作は不可能であることから、隣地で耕作されている方にお任せされ売買契約が整ったもので、問題は無いものと考えております。

○議長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

現在この譲り受けの方は、現在も実際に当該地を耕作されておられ家からも近いということもありますし、75歳というお年ではありますが、まだ十分やる意欲もありましたので特に問題はないものと考えております。

以上です。

○議長

続いて3番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

水稻の耕作をされておりまして、代替地として耕作されるので了承しました。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第57号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第57号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第57号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書5ページ、位置図6ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます。本委員会の決定を求めるもので

ございます。

今月は1件でございます。（位置図 P 7～8）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇番〇 301 平方メートルの登記地目は田で現況は畑。申請人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場です。付近にあった貸駐車場が無くなることに伴い近隣からの要望を受けて新たに駐車場を設けるもので、〇〇こども園の職員や近隣住民の方が利用される予定です。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区 地区計画区域内です。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路（幅員4.5m）の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第57号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●●●●

委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

畑として耕作されていたが、高齢化による体力不足で耕作ができない状況があり、駐車場として活用していきたいとのことです。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員

排水の計画もあり、問題無いと思っております。
以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。
（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、原案のとおり、許可相当とすることに
ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第58号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第58号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

審議に入る前に、本件の5番と6番については、関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会に関する法律 第31条(議事参与の制限)「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、最初に本件の1番から4番を審議いたします。

それでは、事務局に、議第58号の1番から4番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第58号の1番から4番の提案理由のご説明申し上げます。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6件でございまして、まず1番から4番を説明させていただきます。

1番の案件です。(位置図 P11-12)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 158平方メートルの登記地目は田、現況は畑で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇番〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場(自家用)です。

申請地の周囲は以前から宅地となっており、昨年に譲受人が建築許可を得て、現在、自己用住宅を建築中です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

次に2番の案件です。（位置図 P13-14）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 366平方メートル、地目は田です。譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇 〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。転用の事由は専用住宅です。

親から相続した農地の一部を妹に贈与し、妹夫婦が自己用住宅を建築するものです。

なお、備考欄に記載のとおり、開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路(幅員5.0m)の沿道で500m以内に2以上の公共施設等(〇〇〇学校、〇〇〇〇医院など)があることから、第3種農地となります。

当と考えます。

以上、議第 58 号の 1 番から 4 番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●●番 ●● ●●委員

新居を建てられており、駐車場スペースが無いということで、売買により駐車場への転用となり排水路など別に問題ないので、了承いたしました。

○議 長

続いて、2 番と 3 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●●番 ●● ●●委員

それでは報告させていただきます。

2 番の案件でございますが、先ほどお話ありましたように兄弟の関係でございますが、住宅を建てるということでございます。雨水などは排水路を設置され河川に流す計画となっているので、問題は無いと思います。

3 番の案件につきましては、水路等につきましては既存

の水路をそのまま使用するというごさいまして、ここはここだけの田んぼでございまして問題ないと思います。

以上でございまして。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

先ほども説明がありましたように、当該地に住宅を建てるための売買の案件でございまして。

当該地の所有者そして住宅を建てようとする者、そしてその親族と隣接地の所有者、自治会長そして農業組合長関係者が寄りまして現地での確認説明会を受けて、全員の了承を得て問題はございせん。

以上でございまして。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございせんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員

1番の案件は、駐車場の造成というところではございせんけれども、左側に宅地として住まれて、その宅地のところについては道側のところに側溝を設けておられますが、こ

の駐車場用地の部分についてはですね、側溝はなしということで計画されておりますが、全体的には問題はないと考えてございます。

2番につきましては、ここで造成される部分については近隣に影響を及ぼさないということを確認しました。

3番目につきましては、多目的利用も含めて駐車場ということで計画をされておりました、問題無しということでございます。

4番目は、周りに排水路を設置される計画ということで問題無しと考えております

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の1番から4番は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番から4番は許可相当とすることに決しました。

○議長

続いて、本件の5番を審議いたします。

本件は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条(議事参与の制限)により、本件の5番の関係者である「議席番号●番 ●● ●●委員」に退室を求めます。

(●● ●●委員 退室)

○議長

それでは、事務局に、議題58号の5番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第58号の5番の提案理由のご説明申し上げます。

5番の案件です。(議案書 P7、位置図 P19-20)

申請地は全部で5筆あり、順次ご説明いたします。

○○町 ○○○○ ○○○番○ 1,504平方メートルの内87.15平方メートル、登記地目は田で現況は畑、貸人は○○ ○丁目○番○○号 ○○ ○○ さん ○○歳。

および、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 133 平方メートルの内 53.75 平方メートル、登記地目は田で現況は畑、貸人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

および、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 946 平方メートルの内 108.95 平方メートル、登記地目は田で現況は畑、貸人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

および、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 904 平方メートルの内 52.05 平方メートル、登記地目は田で現況は畑、貸人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

および、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,076 平方メートルの内 69.75 平方メートル、登記地目は田で現況は畑、貸人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

合計面積は 371.65 平方メートルです。借人は草津市 〇〇 〇〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。転用の事由は道路拡張工事に係る施工ヤードで、備考欄にも記載のとおり令和 6 年 2 月 28 日までの一時転用です。

現在進められている〇〇〇〇〇〇の開発に係る接続道

路の拡幅工事において、通行規制をせずに工事ができるよう道路に接する畑の幅5メートル分を工事施工ヤードとして一時転用されます。土砂の搬入等は基本的には行わず、必要に応じて鉄板を敷くなどの対応をされます。工事完了後は現状復旧する旨の誓約もいただいております。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路(幅員5.9m)の沿道で500m以内に2以上の公共施設等(○○○○○学校、○○○○○○○○、○○○○など)があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第58号の5番の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員である●●●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

それでは報告させていただきます。

現地を設計者の方とご説明を受けながら、確認させてい

いただきました。問題ないと思っております。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員

事務局および担当委員さんの説明のとおりです。

あくまでも工事用のヤードとして一時転用ですので、問題ないと思います。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の5番は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議長 長 （第17条第2項簡易採決）

ご異議無しと認めます。よって、本件の5番は許可相当とすることに決しました。

○議長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

○議長

続いて、本件の6番を審議いたします。

本件も農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）により、本件の6番の関係者である「議席番号●番 ●● ●●委員」に退室を求めます。

(●● ●●委員 退室)

○議長

それでは、事務局に、議題58号の6番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第58号の6番につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

6番の案件です。(議案書 P7、位置図 P21-22)

申請地は、○○町 ○○○○○ ○○○番○ 1,071平方メートルの田で、貸人は○○町○○○○番地の○ ○○

〇〇 さん 〇〇歳。および、〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇
〇番 1,077 平方メートルの田で、貸人は〇〇町〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。借人は守山市です。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり
で、契約内容は賃貸借。転用の事由は埋蔵文化財の調査に
係る管理施設(仮設ハウス・トイレ等)で、備考欄にも記載
のとおり令和7年11月30日までの一時転用です。

市が行う埋蔵文化財調査の試掘については許可不要で
すが、調査に関する管理事務所や駐車場などは許可を要す
るため一時転用の許可申請がされたものです。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではあ
りますが、3年以内の一時転用で位置が限定されているこ
とから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題
はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相
当と考えます。

以上、議第58号の6番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、当該地の担当委員である●● ●●委員に確
認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

本当は●● ●●委員さんの担当なのですが、当該地が●● ●●委員の土地ということで、私が代理に代わりに現地に行かしていただいて問題ないと判断しました。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員）。

○当番委員

先ほどの事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の6番は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件の6番は許可相当とすることに決しました。

○議長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第43号から第48号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

26 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の当該事案の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 48 号 諸証明書の交付状況について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 11 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9番 岡本 良一 委員
10番 高橋 謙二 委員